

お知らせ

線引き及び用途地域等の変更に伴う開発（建築） 許可申請及び建築確認申請の取扱いについて (奈良市域を除く。)

大和都市計画区域における以下の①～④の都市計画の変更・決定が近く予定（平成23年5月上旬頃）されています。

- ① 市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き）
- ② 用途地域
- ③ 高度地区、防火・準防火地域等の②以外の地域地区
- ④ 地区計画

当該変更予定に係る区域内における開発（建築）許可申請及び建築確認申請については、下記の取扱いとなりますので、申請を予定されている場合はご注意ください。

なお、①～④の変更・決定内容などについての問い合わせ先は以下のとおりです。

- ◇ ①②について
関係市町村都市計画担当課または県都市計画室
(奈良県ホームページ*にも掲載しています。)
- ◇ ③④について
関係市町村都市計画担当課

※奈良県ホームページ (<http://www.pref.nara.jp/>)
県の組織→まちづくり推進局・都市計画室→2011.1.07線引き（区域区分）
・用途地域等の変更案を縦覧に供します。
(http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-16015.htm)

記

開発（建築）許可申請及び建築確認申請の取扱い

このたびの都市計画の変更又は決定の告示日の前日までに適法に工事着手できない場合は、変更後の都市計画の規制を受けます。

よって、都市計画の変更又は決定の告示日より一定の審査期間をさかのぼった日以降に開発（建築）許可申請又は建築確認申請書を受け付けたものについては、変更又は決定後の都市計画の規制によって審査することになりますので、ご注意ください。

特に、建築確認申請で構造計算適合性判定を要する建築物にあっては、審査に相当の期間を要することから、余裕をもった申請手続きをお願いします。

なお、詳しくは奈良県土木部建築課又は各土木事務所建築担当課にお問い合わせ下さい。

奈良県土木部まちづくり推進局建築課	TEL 0742-22-1101
郡山土木事務所建築課	TEL 0743-52-1101
高田土木事務所建築課	TEL 0745-52-6144
桜井土木事務所建築課	TEL 0744-42-9191